



元資第 301 号
令和 2 年（2020 年）1 月 8 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部長

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から、別添のとおり通知がありました。

制度改正の概要については別紙のとおりですので、御確認いただくとともに、貴会員への周知について御配意願います。

資源循環推進課廃棄物政策係 課長 伊東 和徳 担当 碓井 章史 電話：026-235-7187（直通） FAX：026-235-7259 E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp
--